

全国特定最低賃金決定の申出

1. 看護師（申出の概要）

（１）申出者

日本医療労働組合連合会

（２）申出の内容

全国を適用範囲として、病院を営む使用者に使用される看護師の特定最低賃金の決定を求める。（「公正競争ケース」による申出）

（３）特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

日本国内において、日本標準産業分類 831 に規定される病院を営む使用者に使用される看護師 869,666 人

（４）申出者が代表する基幹的労働者の人数

約 80,000 人（全体の約 9.5%）

（５）申出の理由

- ・ 医療業の賃金は他産業と比較して低い実態にあり、看護師の賃金は高等学校教員の賃金と比較しても低く、社会的役割にふさわしいものとは言えない。
- ・ 地域間、施設間、雇用形態による賃金格差があり、賃金の地域差は利益率の差にも反映されている。
- ・ ILO 看護職員条約・勧告（1977 年）で、看護師の報酬について、その職業に引きつけかつ留めおくような水準に決定されるべき等の規定がある。
- ・ 医療・看護の質の向上には、賃金・労働条件の改善が不可欠。等

2. 介護職員（申出の概要）

（１）申出者

日本医療労働組合連合会

（２）申出の内容

全国を適用範囲として、老人福祉・介護事業を営む使用者に使用される労働者のうち、直接介護に従事する介護職の特定最低賃金の決定を求める。（「公正競争ケース」による申出）

（３）特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

日本国内において、日本標準産業分類 854 に規定される老人福祉・介護事業で直接介護に従事する介護職 183 万 1 千人

（４）申出者が代表する基幹的労働者の人数

約 15,000 人（全体の約 0.8%）

（５）申出の理由

- ・ 介護職の賃金は、介護保険創設前と比較して低下しており、地域間、施設間、雇用形態で大きな賃金格差がある。
- ・ 全産業平均や高等学校教員と比べても賃金が低額であり、専門性、社会的役割にふさわしい賃金水準を確保することが必要。
- ・ 介護報酬の処遇改善加算では、加算を確保できない事業所や定期昇給に使っている事業所がある。
- ・ 低賃金労働者の拡大を防止し、介護の質を担保する上でも、全国一律で最低賃金を定める必要がある。等